

改正貸金業法等の完全施行を控え、さらなる相談体制の拡充を求める決議

1 平成18年12月、社会問題として深刻化する多重債務問題の解決のため貸金業法等が大改正され、上限金利の引下げ・総量規制等の施策を導入し、貸し手側を規制することにより新たな多重債務者の発生を抑制することが図られた。これを受けて平成19年4月、「多重債務問題改善プログラム」が策定され、国・地方自治体を軸に、借り手対策として、多重債務者に対して、債務整理や生活再建のための相談の充実を図る等、本格的な多重債務対策が始まった。

上記プログラムの第一の目標である相談窓口の充実強化は、現在全国の自治体に徐々に広がりを見せているものの、上記大改正の完全施行を本年6月に控え、さらなる相談体制の拡充が必要である。

2 本年6月18日の法律期限までに施行される上記総量規制の概要は、貸金業者に対し、指定信用情報機関を利用して、他の貸金業者からの借入残高の調査義務を課したうえ、

① 自社からの借入残高が50万円超となる貸付け、又は、

② 総借入残高が100万円超となる貸付け

の場合には、年収等の資料の取得を義務づけ、総借入残高が年収の3分の1を超える貸付けなど、返済能力を超えた貸付けを禁止するというものである。

この総量規制を契機として、多重債務被害者全員の救済へ向け、適正な債務整理が行われるよう関係機関において全力を尽くす必要がある。消費者金融からの借入による債務整理はもとより論外であるが、まず法的な整理を行うことの有効性を徹底広報し、相談体制のさらなる拡充、多重債務者の掘り起こしが不可欠である。さらに、市町村の社会福祉協議会が窓口となって実施されてきた生活福祉資金貸付事業が昨年10月に抜本改革されたが、その利用促進が図られるべきである。間違ってもヤミ金に走るということがあってはならない。

3 ところで、多重債務対策は、その問題の実態に即し、単に借金の整理にとどまらず、多重債務者の生活再建を目指したものでなければならない。上記プログラムも法律家が単に借金を整理するだけでなく、自治体が総合力を発揮して生活再建を目指すようにという期待を随所に示している。

4 そこで、上記完全施行へ向け、全ての地方自治体（警察を含む）や法律家団体に対し、多重債務相談強化キャンペーン等の実施を求めるとともに、

① 地方自治体は、庁内各部署と連携を密にして、特に徴収部門による多重債務者掘り起こしを強化し、多重債務者の生活再建へ向けた相談体制を拡充すること。

② 日本弁護士連合会・日本司法書士連合会及び各地の地方会は、相談体制の拡充及び多重債務者の生活再建を目指した業務処理の徹底を図るための施策を実施すること。

③ 警察は、今一度徹底的なヤミ金撲滅のための施策を実施すること。

を要請し、我々もこれに対して最大限の努力を惜しまないことを、ここに表明するものである。

平成22年4月10日